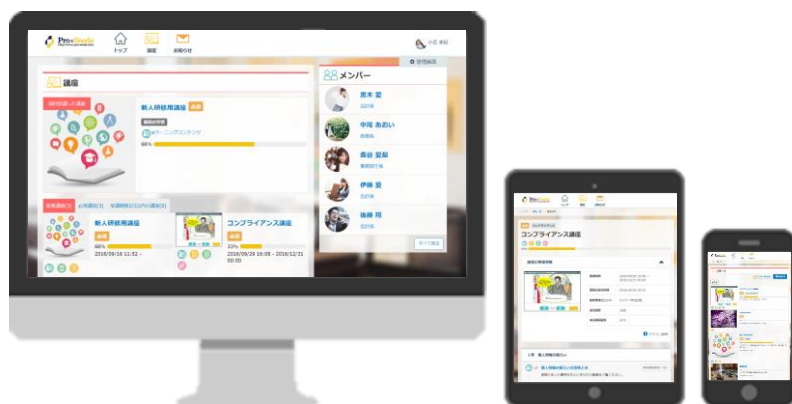


厚生労働省 認定調査員向け システム

認定調査員マニュアル



更新日：2025/4/23

認定調査員マニュアル 目次

1 認定調査員向けeラーニングシステムの目的

- 1-1 認定調査員向けeラーニングシステムの特徴 3
- 1-2 認定調査員向け講座の特徴 4

2 利用を開始する

- 2-1 WEBフォームから申し込む 5
- 2-2 アカウント登録 10
- 2-3 利用規約への同意 12
- 2-4 トップページが表示 13

3 講座受講

- 3-1 アンケートの受講 14
- 3-2 全国テストの受験 20
- 3-3 学習教材の受講 25
- 3-4 問題集の受講 29

4 お問い合わせ

- 4-1 質問入力フォームからの問い合わせ 34

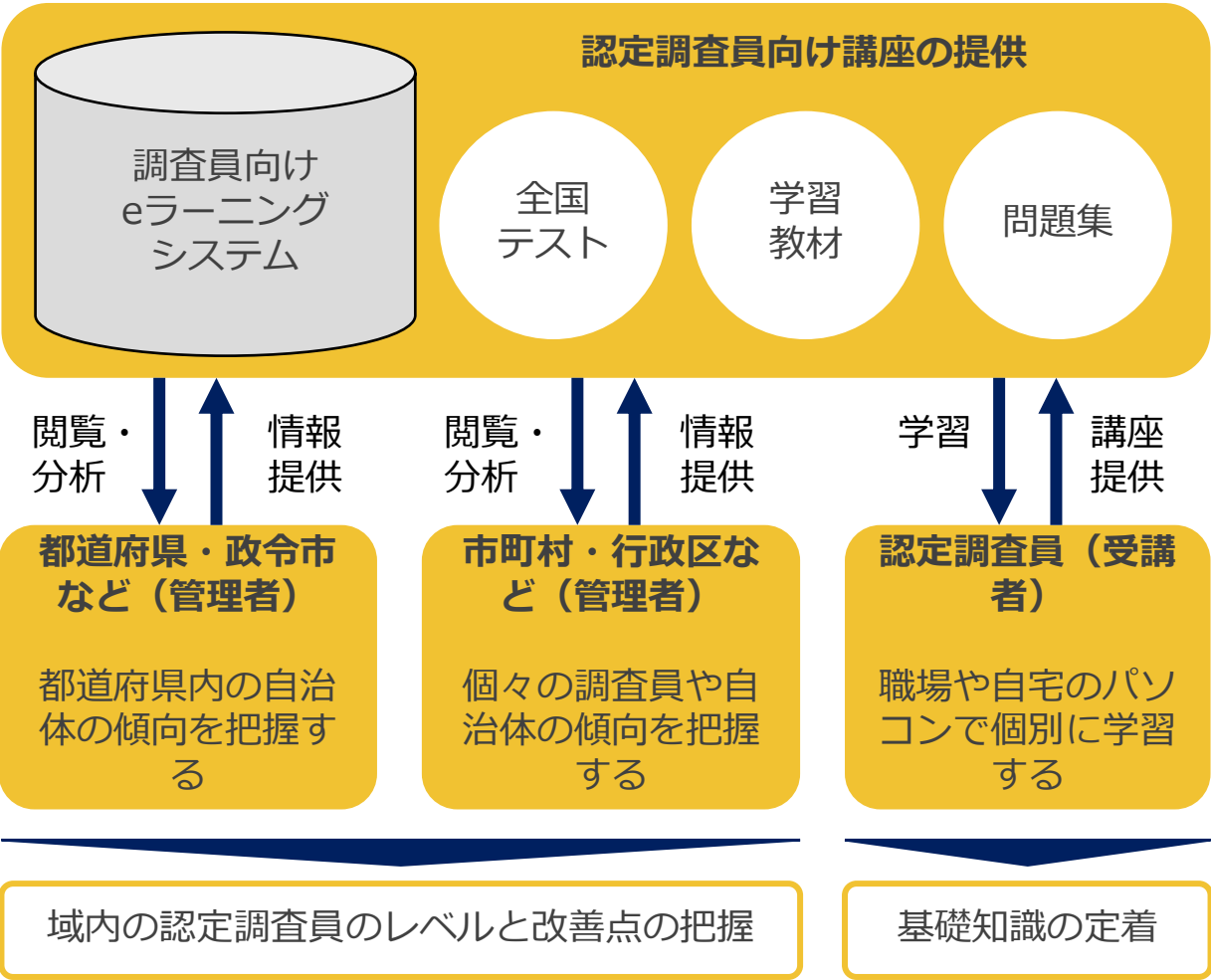
1 認定調査員向けeラーニングシステムの目的

1-1 認定調査員向けeラーニングシステムの特徴

認定調査員向けeラーニングシステム（以下、「本システム」という）は、インターネット上で提供される認定調査員のための学習支援システムです。

本システムで提供される「認定調査員向け講座」では、全国の調査員が同じ問題を解くことで自身の理解度を把握する「全国テスト」と、動画を用いた「学習教材」、基本的な考え方や各調査項目の定義について学習する「問題集」が収録されています。

調査員一人ひとりが自分の理解度に合わせて学習を進めることで、認定調査に関する知識を深めることができます。自治体の担当者は、学習教材や問題集を調査員の研修などに役立てることができます。また、管理機能を通じて、認定調査員一人ひとりの理解度や、自治体内での弱点や理解度の傾向をつかむことで、認定調査の適正化・平準化に向けた改善につなげることができます。



1 認定調査員向けeラーニングシステムの目的

1-2認定調査員向け講座の特徴

本システムで提供される「認定調査員向け講座」には、以下の3つの教材が収録されています。

全国テスト	本システムを利用するにあたり、調査員一人ひとりが現在の理解度を把握するために最初に受けるテストで、全30問です。 学習教材や問題集を利用するためには、全国テストの受講が必要です。
学習教材	「認定調査員テキスト2009 改訂版」の内容を解説した動画教材です。教材は、認定調査の基本的な考え方（要介護認定と認定調査の考え方・基本調査と特記事項）と3つの評価軸（能力で評価する調査項目・介助の方法で評価する調査項目・有無で評価する調査項目）、平成27年度重点講座の6種類です。
問題集	認定調査の基本的な考え方や、各調査項目の定義について学習するための問題集です。間違った問題は「弱点補強問題集」としてストックし、繰り返し学習して知識の定着をはかることができます。問題集は、平成27年8月3日より実施しています。 また、全ての問題から基礎的な問題をピックアップした「初学者問題集」を平成27年9月1日より実施しています。

2 利用を開始する

2-1 WEBフォームから申し込む

下記リンクから、WEBフォームを表示します。

[申し込みはこちらから](#)

厚生労働省
認定調査員向け
eラーニングシステム

要介護認定適正化事業：認定調査員向けeラーニング：申込フォーム

商品情報

商品名	【認定調査員向け】認定調査員向け講座
申込期限日	2026/03/31 23:59
受講期間	2025/03/31 00:00～2026/04/01 00:00

1 利用規約

第1条（利用資格について）

1. 本サービスは、当社が認めた者のみがご利用になれます（以下当社が利用を認めた者を「利用者」といいます。
2. 利用のためのID・パスワード（以下「ID等」といいます。）の付与の手続などについては、別途定めます。
3. 利用者の皆様は、当社に届け出た登録事項に変更があった場合、直ちにその旨を当社にご連絡下さい。

第2条（ID等について）

1. 本サービスは、ID等のみによって利用者の皆様の本人確認を行います。
2. 利用者の皆様は、ID等を自己の責任において厳重に管理しなければなりません。万一、利用者の皆様以外の者によりID等が利用される等ID等が不正に利用された場合、これに基づく費用や損害などは全てそのID等を保有する利用者の方に負担して頂くことになりますので、十分にご注意下さい。

第3条（本サービスの内容について）

1. 本サービスは、インターネットなどのネットワークを通じて利用者の端末に連絡事項や教材コンテンツを配信するとともに、コミュニケーション機能や利用者の閲覧状況・受講進捗度などを一元的に管理する機能を提供するサービスです。
2. 本サービスの内容の詳細については、本サービスのウェブサイト、パンフレット等でご確認下さい。

第4条（禁止事項および資格停止等について）

1. 利用者の皆様は、以下の行為を行ってはなりません。
(1) 他の利用者、当社、サービス提供者、もしくは第三者の権利を害する行為、又は害するおそれのある行為。

2 同意する

上記WEBフォームが表示されたら、①【利用規約】を確認し、
②【同意する】ボタンをクリックします。

2 利用を開始する

① [初めての方] をクリックします。

厚生労働省
認定調査員向け
eラーニングシステム

要介護認定適正化事業：認定調査員向けeラーニング：申込フォーム

STEP1
メール登録・確認

STEP2
お客様情報入力

STEP3
確認

STEP4
完了

① 初めての方

アカウントをお持ちの方

② [メールアドレス] を入力し、③ [送信する] ボタンをクリックします。

厚生労働省
認定調査員向け
eラーニングシステム

要介護認定適正化事業：認定調査員向けeラーニング：申込フォーム

STEP1
メール登録・確認

STEP2
お客様情報入力

STEP3
確認

STEP4
完了

● 初めての方

下記フォームにメールアドレスをご記入ください。
お客様情報の登録用URLを記載したメールを送信いたします。
メールアドレスは間違いのないように入力してください。

② メールアドレス

③ 送信する

アカウントをお持ちの方

2 利用を開始する

お客様情報登録用URLを記載したメールが届かない場合は、入力したメールアドレスを確認し、「再送する」ボタンをクリックします。

初めての方

メール送信完了

お客様情報の登録用URLを記載したメールを送信しました。
しばらく経っても届かない場合は

1. メールアドレスが間違っていないかご確認ください。
2. 迷惑メールフォルダに届いていないかご確認ください。

お客様のメールアドレス

▼メールが届かない方は以下に正しいメールアドレスを入力して再送してください。

メールアドレス

1

再送する

no-reply@learning-ware.jpから、下記メールが届きます。

メール下部に、システムの都合上「ご返信、お問い合わせはこちらをお願いします。」と表示されますが、このメールアドレスは送信専用です。返信頂いても確認ができませんので、あらかじめご了承ください。
eラーニングシステムの操作に関する質問は、ログイン後はシステム上のお問い合わせフォームから質問してください。なおログイン前のシステムの申込方法に関する質問は以下のお問い合わせ先へ質問ください。

要介護認定適正化事業事務局 有限責任監査法人トーマツ
TEL : 0120-586-265 E-mail : kaigo-nintei@tohmatu.co.jp

メールに記載された②「お客様情報登録用URL」をクリックします。

要介護認定適正化事業：認定調査員向けeラーニング <no-reply@learning-ware.jp> 21:42 (4 分前) ☆ ↶ ⋮

To 自分 ▼

この度は要介護認定適正化事業：認定調査員向けeラーニング【認定調査員向け】認定調査員向け講座にお申し込みいただき、ありがとうございます。

お客様情報の登録用URLをお知らせします。
下記URLをクリックし、情報を入力してください。

2

<https://yokaigo-nintei.learning-ware.jp/sales/apply/registrant?authKey=JlmVLEkMScZ6btVP7hBUeUFK5Z9U2omCdeNqNwbbr9BQtqJV6AFThfvSnGL9LN5&id=9f6bc49fa5e40b2a60658314d2c0dbc373740df51421c8cc0ac789efb83e1272>

※URLの有効期間は、12時間です。12時間以内にアクセスしてお申し込みください。
※心当たりのない場合は、お手数ですがメールを削除してください。

要介護認定適正化事業：認定調査員向けeラーニング
<https://yokaigo-nintei.learning-ware.jp>
ご返信、お問い合わせはこちらをお願いします。
no-reply@learning-ware.jp

2 利用を開始する

① [名前 (姓)] [名前 (名)]、② [フリガナ (セイ)] [フリガナ (メイ)]、③ [電話番号] を入力します。

④ [自治体コード] は6桁の数字です。

自治体コードが分からない場合は、以下のリンクから、ご自身が所属する団体のコードを確認します。

[都道府県コード及び市区町村コード（令和6年1月1日更新）](#)

自治体コードは必ず半角で入力してください。

⑤ [次へ] ボタンをクリックします。

商品情報	
商品名	【認定調査員向け】 認定調査員向け講座

情報入力	
① 名前(姓)	必須
名前(名)	必須
② フリガナ(セイ)	必須
フリガナ(メイ)	必須
メールアドレス	必須 yokaigo-nintei@sample.com
③ 電話番号	必須 ハイフンなしの半角数字で入力ください
④ 自治体コード	必須 ※自治体ごとに割り振られた 6 桁の番号を記入してください。わからない場合は総務省のWEBページでご確認ください。 https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html
⑤ 次へ	

2 利用を開始する

入力内容確認画面が表示されたら、入力内容に間違いのないことを確認した上で、① [以上の内容で申込む] ボタンをクリックします。

厚生労働省
認定調査員向け
eラーニングシステム

要介護認定適正化事業：認定調査員向けeラーニング：申込フォーム

STEP1
メール登録・確認

STEP2
お客様情報入力

STEP3
確認

STEP4
完了

商品情報

商品名	【認定調査員向け】認定調査員向け講座
申込期限日	2026/03/31 23:59
受講期間	2025/03/31 00:00～2026/04/01 00:00

申込者情報

名前(姓)	介護
名前(名)	太郎
フリガナ(セイ)	カイゴ
フリガナ(メイ)	タロウ
メールアドレス	tkagami@pro-seeds.co.jp
電話番号	0312345678
自治体コード	123456

1

修正する

以上の内容で申込む

以下の画面が表示されたら申し込みは完了です。
メールが届きますのでご確認ください。

厚生労働省
認定調査員向け
eラーニングシステム

要介護認定適正化事業：認定調査員向けeラーニング：申込フォーム

STEP1
メール登録・確認

STEP2
お客様情報入力

STEP3
確認

STEP4
完了

お申込みが完了しました。ありがとうございました。

お申込み完了メールをご確認ください。

受付ID:489703

※受付IDは必ずお手元にお控えください。

受付IDを控えた後はこの画面を閉じてください。

2 利用を開始する

2-2 アカウント登録

申込内容確認メールと、アカウント登録用URLのお知らせの2通、メールが届きます。

アカウント登録用URLのお知らせに記載のある① [URL] をクリックします。

要介護認定適正化事業：認定調査員向けeラーニング <no-reply@learning-ware.jp>

To 自分 ▼

介護 太郎様

この度は要介護認定適正化事業：認定調査員向けeラーニングをご利用いただき、ありがとうございました。

下記の内容でお申し込みを受付いたしました。申込内容をご確認ください。

初めての方は「要介護認定適正化事業：認定調査員向けeラーニングアカウント登録用URLのお知らせ」というお知らせのメール、すでにIDをお持ちの方には「受講開始のご連絡」のメールをお送りいたします。

【申込内容】

[お申込み講座]

【認定調査員向け】認定調査員向け講座

[受講期間]

2025/03/31 00:00～2026/04/01 00:00

[申込日時]

2025/04/01 22:32

[受付ID]

489703

[申込者名]

yokaigo-nintei@sample.com

0312345678

tkagami@pro-seeds.co.jp

要介護認定適正化事業：認定調査員向けeラーニング

<https://yokaigo-nintei.learning-ware.jp>

要介護認定適正化事業：認定調査員向けeラーニング <no-reply@learning-ware.jp>

22:34 (1 分前)



To 自分 ▼

介護 太郎様

【認定調査員向け】認定調査員向け講座のお申し込みありがとうございました。

アカウントの登録を行うことで、受講を開始できます。

下記URLをクリックし、アカウント登録（ログインIDとパスワードの登録）を行ってください。

<https://yokaigo-nintei.learning-ware.jp/sales/account-registration?saleId=489703&authKey=siVxdGVCBEYtozwp4kOTetD0iYlg7DaZVepnrVO4PgunnA9EaIVCFgAY1aHyXsBg>

※パスワードはログインの際に必要となりますので、お客様でお控えください。

要介護認定適正化事業：認定調査員向けeラーニング

<https://yokaigo-nintei.learning-ware.jp>

ご返信、お問い合わせはこちらをお願いします。

no-reply@learning-ware.jp

1

2 利用を開始する

- ① [ログインID] 欄に、ご自身で好きなログインIDを入力します。
- ② [パスワード] 欄にも同様に、ご自身で好きなパスワードを入力します。
- ③ [パスワード確認] 欄には、②で入力したパスワードと同じパスワードを入力します。
- ④ [この内容で新規登録する] ボタンをクリックします。

新規登録

サービスの利用開始には以下の情報の入力が必要です。

1

ログインID

必須

ご自身のログインIDを設定してください

2

パスワード

必須

ご自身のパスワードを設定してください。
設定したパスワードは大切に保管してください。

<パスワードについて>

- ※ 半角8文字以上にしてください
- ※ 半角小文字が必須です
- ※ 半角大文字が必須です
- ※ 記号(!#\$%&!*+~/=?^_`{|}~@.のいずれか)が必須です
- ※ 数字が必須です
- ※ ログインIDと同じ文字列にできません

3

パスワード確認

必須

4

この内容で新規登録する

2 利用を開始する

2-3 利用規約への同意

はじめて本システムを利用（ログイン）する際には、利用規約が表示されます。利用規約を読み、同意する場合は①【同意して進む】ボタンをクリックします。

第7条（教材等について）

本サービスの利用を中止したり、又は利用資格を停止・剥奪されるなど、利用者の皆様が本サービスを利用しなくなった場合、本サービスに関する教材等のコンテンツを保管している利用者の皆様は、別途定める方法に従ってそのコンテンツを消去又はサービス提供者に返還するものとします。

第8条（利用者の皆様の個人情報について）

利用者の皆様は、当社が有する利用者の個人情報（住所、氏名、電話番号、メールアドレス、本サービスに関する進捗情報、成績情報等）をサービス提供者に提供すること、及びサービス提供者が本サービスを提供する目的（本サービスの配信、本サービスに関するお知らせの通知、本サービスのサポート、本サービスのメンテナンス）で利用することを承諾します。

第9条（知的所有権について）

本サービスのために当社又はサービス提供者が作成又は提供する、教材コンテンツなどのコンテンツ、ソフトウェア、マニュアル、ノウハウ、データベース、その他一切の著作物に関する知的所有権は、全て当社、サービス提供者又はサービス提供者に対して著作物を提供して頂いている提供元に留保されます。

第10条（本利用規約の変更）

1. 本利用規約は、利用者の皆様に対する事前の連絡なく変更されることがあります。
2. 前項の場合、変更後速やかにその変更内容を利用者の皆様に電子メール等で連絡いたします。当該連絡の到達をもって、利用者の皆様は当該変更に同意したものとみなします。

第11条（合意管轄などについて）

1. 本サービスについて紛争が生じた場合、東京地方裁判所をもって唯一の第一審専属管轄裁判所とします。
2. この規約は、日本法によって解釈されます。

以上

1

同意して進む

2 利用を開始する

2-4 トップページが表示

トップページが表示されたら、ログインの完了です。

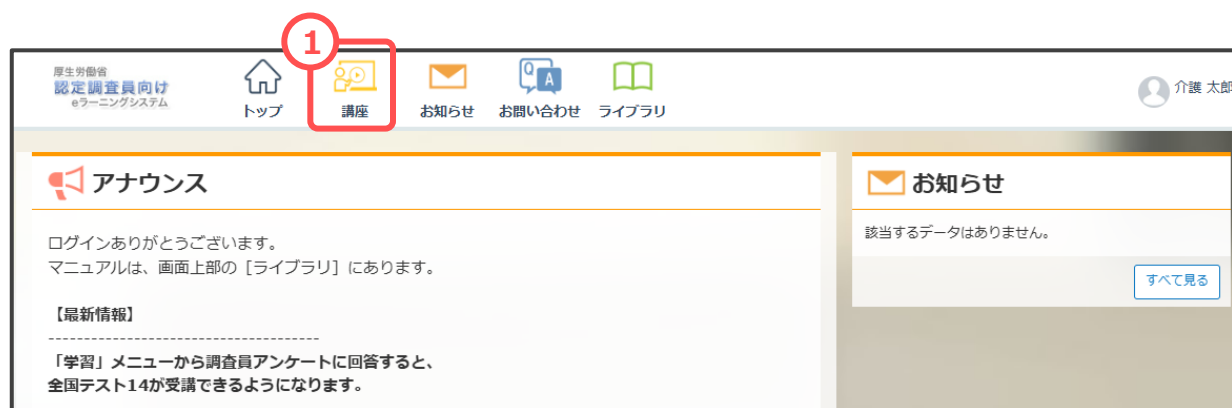


3 講座受講

3-1 アンケートの受講

全国テスト受講前に、アンケートに回答してください。登録者の性別、年齢等、集計に使う項目を入力いただきます。昨年度システムを利用された方も、再度の回答をお願いいたします。アンケートに回答すると、全国テストが受講できるようになります。

まずトップページに表示されている①「講座」ボタンを押します。



②「認定調査員向け講座」をクリックします。



3 講座受講

① [初回アンケート] をクリックします。

厚生労働省
認定調査員向け
eラーニングシステム

トップ

講座

お知らせ

お問い合わせ

ライブラリ

講座の受講情報



講座カテゴリ

認定調査員向け講座

受講期間

2025/03/23 22:12 ~

学習回数

0回

?

 アイコン説明

アンケート

1



☒

 初回アンケート

これまで受講された方も、再度ご回答ください。

全国テスト



全国テスト14（受講回数1回まで）

[NEW!] 2024年2月15日開始。全30問です。

学習教材



教材：認定調査の基本的な考え方(1)

3 講座受講

別ウィンドウでアンケート回答画面が表示されますので、必要事項を記入します。

Q1 必須 未回答

性別を選択してください。(必須)

- ☐ 男性
- ☐ 女性

Q2 必須 未回答

年代を選択してください。(必須)

- ☐ 20歳代
- ☐ 30歳代
- ☐ 40歳代
- ☐ 50歳代
- ☐ 60歳以上

Q3 必須 未回答

所属を選択してください。(必須)

- ☐ 市町村・広域連合
- ☐ 事務受託法人
- ☐ 居宅介護支援事業者
- ☐ 地域包括支援センター（市町村直営方式）
- ☐ 地域包括支援センター（委託方式）
- ☐ 介護保険施設

3 講座受講

質問項目には、以下の項目があります。

問1.性別	必須	「男」または「女」をラジオボタンで選択します。
問2.年代	必須	「20歳代」、「30歳代」、「40歳代」、「50歳代」、「60歳以上」の中から選択します。
問3.所属	必須	「市町村・広域連合」、「事務受託法人」、「居宅介護支援事業者」、「地域包括支援センター（市町村直営方式）」、「地域包括支援センター（委託方式）」、「介護保険施設」、「その他」の中から選択します。
問4.基礎資格	必須	「介護支援専門員」、「介護福祉士」、「ホームヘルパー」、「保健師」「医師・歯科医師」、「看護師・准看護師」、「社会福祉士」、「精神保健福祉士」、「理学療法士」、「作業療法士」、「その他」、「特にない」の中からあてはまるものを全てを選択します。
問5.基礎資格（主なもの）	必須	「介護支援専門員」、「介護福祉士」、「ホームヘルパー」、「保健師」「医師・歯科医師」、「看護師・准看護師」、「社会福祉士」、「精神保健福祉士」、「理学療法士」、「作業療法士」、「その他」、「特にない」の中から主なもののひとつを選択します。
問6.認定調査の経験年数	必須	「経験なし」、「1年未満」、「1年以上2年未満」、「2年以上4年未満」、「4年以上6年未満」、「6年以上8年未満」、「8年以上」から選択します。

3 講座受講

質問項目には、以下の項目があります。

問7.1月あたりの平均調査件数	必須	「0～1件」、「2～5件」、「6～10件」、「11～20件」、「21～30件」、「31件以上」から選択します。
問8.認定調査員テキストについて	必須	「よく読んだ」、「おおよそ読んだ」、「あまり読んでいない」、「まったく読んでいない」から選択します。
問9.1件あたりの平均的な訪問時間（訪問調査を行っている時間のみ）	任意	「30分未満」、「30～49分」、「50～69分」、「70～89分」、「90分以上」、「わからない」から選択します。 「問6.認定調査の経験年数」で「経験無し」を選択した場合は、回答不要です。
問10.1件あたりの調査所要時間（日程調整から訪問、調査票の作成まで含む）	任意	「1.5時間未満」、「1.5時間以上2.5時間未満」、「2.5時間以上3.5時間未満」、「3.5時間以上4.5時間未満」、「4.5時間以上8時間未満」、「8時間以上」、「わからない」から選択します。 「問6.認定調査の経験年数」で「経験無し」を選択した場合は、回答不要です。
問11.介護認定審査会への参加経験	必須	「介護認定審査会委員として審査に参加したことがある（している）」「3回以上傍聴したことがある」、「1～2回傍聴したことがある」、「傍聴したことはない」から選択します。

3 講座受講

アンケートへの回答が完了したら、画面下部の① [確認する] ボタンをクリックします。

☐ 4.5時間以上8時間未満

☐ 8時間以上

☐ わからない

Q11 必須

介護認定審査会への参加経験はありますか。(必須)

☒ 介護認定審査会委員として審査に参加したことがある(している)

☐ 3回以上傍聴したことがある

☐ 1~2回傍聴したことがある

☐ 傍聴したことはない

1 **確認する**

アンケートの回答内容を確認したら、画面下部の② [回答する] ボタンをクリックします。

回答内容を確認して、「回答する」ボタンをクリックしてください。

2 **回答する**

回答画面に戻る

回答内容をすべて閉じる ▼

Q1 必須

性別を選択してください。(必須)

☒ 男性

☐ 女性

③ [回答する] ボタンをクリックします。

回答数 11/11問

アンケートに回答してもよろしいですか？

キャンセル **3** **回答する**

回答内容を確認して、「回答する」ボ

回答する

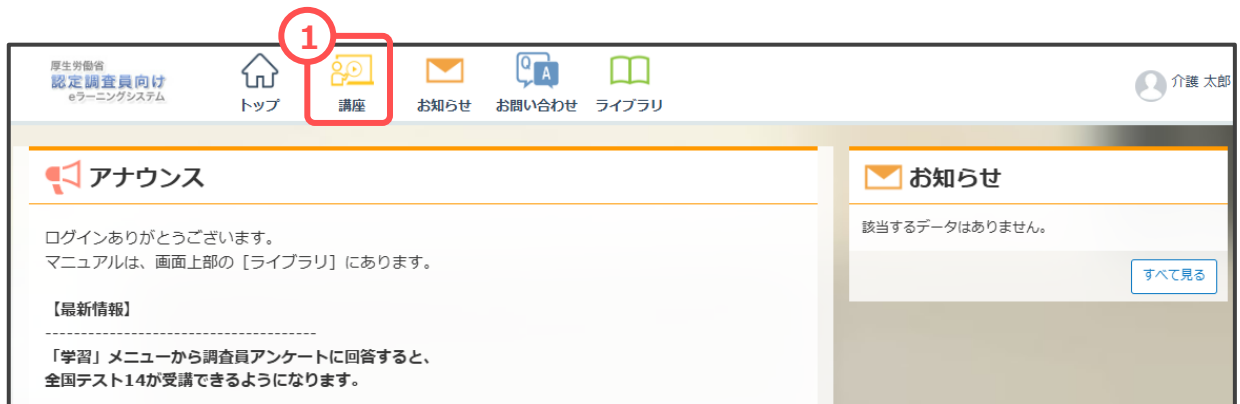
回答画面に戻る

3 講座受講

3-2 全国テストの受験

全国テストは、現在の理解度を把握するために、認定調査員がはじめに受けるテストです。学習教材や問題集を使った学習を行うためには、全国テストを受ける必要があります。

① [講座] をクリックします。



② [認定調査員向け講座] をクリックします。



3 講座受講

① [全国テスト] をクリックします。



別ウィンドウでテスト受験画面が表示されます。
全国テストは、1度しか受験できません。

時間に余裕のある時に② [テスト開始] ボタンをクリックして、受験を開始します。



3 講座受講

問題を解いている途中で、[終了] ボタンや、ウィンドウ画面右上の [×] ボタンをクリックして画面を閉じないでください。誤って [終了] ボタンや画面右上の [×] ボタンをクリックした場合は、再度 [テスト] ボタンをクリックし、もう一度はじめてから受験してください。

解答数 0/30問

Q1 未解答

【評価軸】

次のうち、介助の方法で評価する基本調査項目はどれですか。

1

☐ 起き上がり

☐ 歩行

☐ 金銭の管理

Q2 未解答

【有無（BPSD関連）】

BPSD関連項目の基本調査では、概ねどの程度の期間の状況を調査対象としますか。

☐ 調査日より概ね過去 1 週間

☐ 調査日より概ね過去 2 週間

☐ 調査日より概ね過去 1 か月

Q3 未解答

【要介護認定の基本設計】

一次判定の確定（基本調査項目の選択の確定等）は、誰またはどの機関の役割ですか。

☐ 認定調査員

☐ 介護認定審査会

☐ 介護認定審査会事務局

Q4 未解答

3 講座受講

30問すべてに答え終わったら、① [確認する] ボタンをクリックします。

○ ない

Q29

【4-5同じ話をする】
() に当てはまる言葉を選んでください。
基本調査の選択肢の選択では、単に同じ話をするのではなく、() かどうかで選択する。

☐ 場面や目的から見て不適当な行動がある

☐ 介護の手間が発生している

☒ 周囲が迷惑している

Q30

【4-6大声を出す】
「大声を出す」の特記事項の記載について、最も重要なものはどれですか。

☐ 大声で言っていることの内容を記載する

☒ 日常生活上の支障を記載する

☐ 介護の手間と頻度を記載する

1 確認する

回答内容に問題がないかを確認し、② [提出する] ボタンをクリックします。

解答数 30/30問

解答内容を確認して、「提出する」ボタンをクリックしてください。

2 提出する

解答画面に戻る

解答内容をすべて閉じる ▼

Q1

【評価軸】
次のうち、介助の方法で評価する基本調査項目はどれですか。

☐ 起き上がり

☒ 歩行

☐ 金銭の管理

3 講座受講

① [提出する] ボタンをクリックします。

結果画面が表示されます。
得点数に関わらず、一度受験をすれば合格となります。

3 講座受講

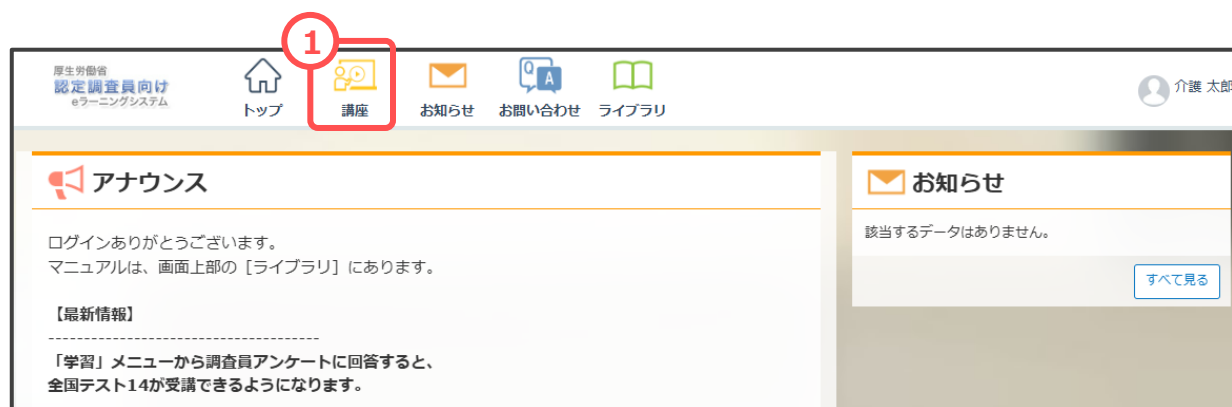
3-3 学習教材の受講

「認定調査員向け講座」より「認定調査員テキスト2009 改訂版」の内容を解説した動画教材で学習を行うことができます。

教材は以下の6つから構成されています。

認定調査の基本的な考え方（1）	要介護認定と認定調査の考え方について解説します。
認定調査の基本的な考え方（2）	基本調査と特記事項について解説します。
能力で評価する調査項目	能力で評価する調査項目について解説します。
介助の方法で評価する調査項目	介助の方法で評価する調査項目について解説します。
有無で評価する調査項目	有無で評価する調査項目について解説します。
平成27年度重点講座	特にご確認いただきたい項目について解説します。

① [講座] をクリックします。



3 講座受講

① [講座名] をクリックします。

講座一覧

表示設定

講座1件

1

認定調査員向け講座

認定調査員向け講座

0%

2025/03/23 22:12 -

全て表示しました

種別

☐ 講座 ☐ 講義

☐ テスト ☐ レポート

☐ アンケート

カテゴリで探す

☐ 認定調査員向け講座 (1)

タグで探す

必須

進捗状況で探す

☐ 未受講(0%)

☐ 受講中(1%~99%)

☐ 修了(100%)

☐ 受講期間の過ぎた講座も表示

学習したい②講義タイトルをクリックします。

厚生労働省
認定調査員向け
eラーニングシステム

トップ 講座 お知らせ お問い合わせ ライブラリ

学習教材

2

教材：認定調査の基本的な考え方(1)

要介護認定と認定調査の考え方について解説します

教材：認定調査の基本的な考え方(2)

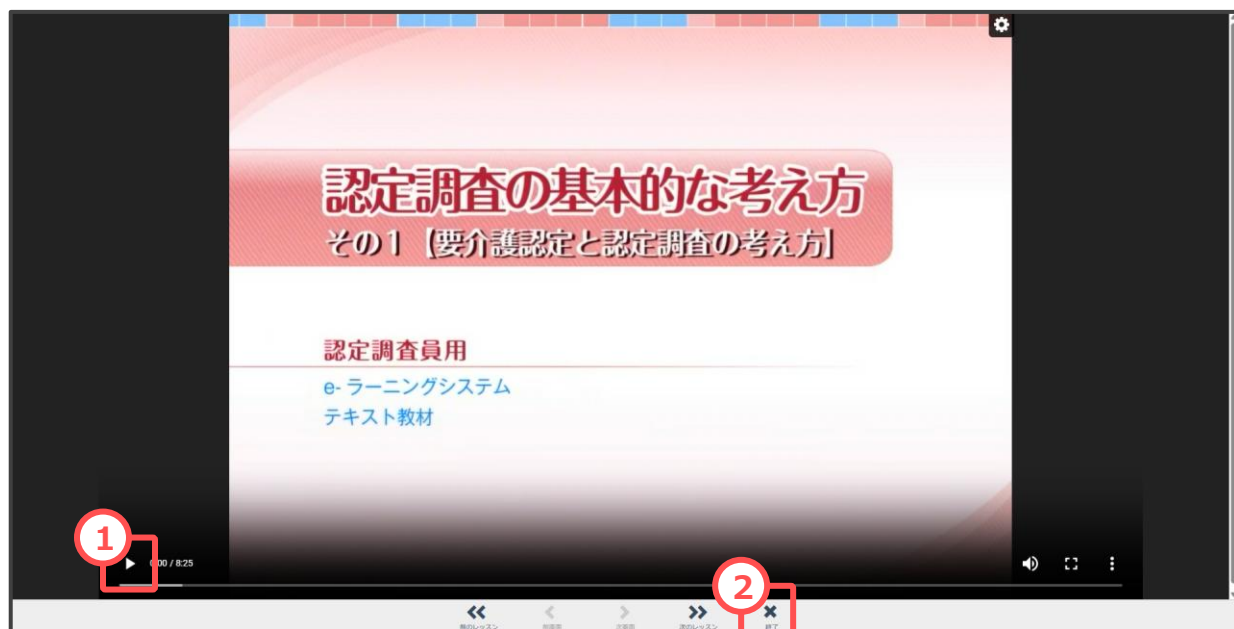
基本調査と特記事項について解説します

教材：能力で評価する調査項目

能力で評価する調査項目について解説します

3 講座受講

別ウィンドウで下記の学習画面が表示されます。



画面下部にコントロールバーが表示されるので、一番左側にある①〔再生/停止〕ボタンをクリックして、再生/一時停止をしてください。

学習が終わったら、画面下部の②〔終了〕ボタンをクリックして画面を閉じてください。

3 講座受講

3-4 問題集の受講

認定調査の基本的な考え方や、各調査項目の定義について学習するための問題集です。1つの問題集に20問の問題が収録されています。

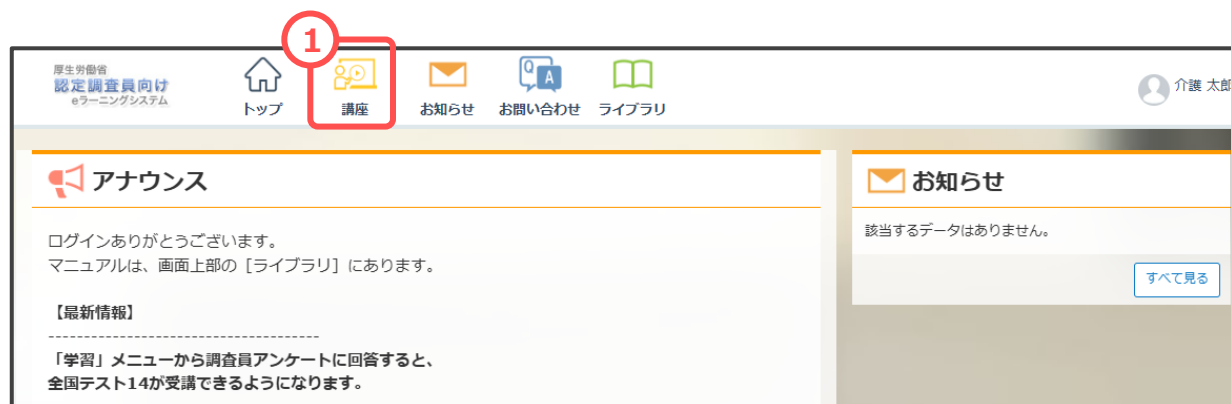
問題集の内容

ランダム問題集	全ての問題の中から、ランダムで出題します。
初学者問題集	全ての問題の中から、基礎的な問題をピックアップして出題します。
令和6年度重点問題集	特にご確認いただきたい問題をピックアップして出題します。
令和5年度重点問題集	特にご確認いただきたい問題をピックアップして出題します。
令和4年度重点問題集	特にご確認いただきたい問題をピックアップして出題します。
令和3年度重点問題集	特にご確認いただきたい問題をピックアップして出題します。
令和2年度重点問題集	特にご確認いただきたい問題をピックアップして出題します。
令和元年度重点問題集	特にご確認いただきたい問題をピックアップして出題します。
平成30年度重点問題集	特にご確認いただきたい問題をピックアップして出題します。
平成29年度重点問題集	特にご確認いただきたい問題をピックアップして出題します。

3 講座受講

平成28年度重点問題集	特にご確認いただきたい問題をピックアップして出題します。
認定調査の基本的な考え方 (1) (2)	要介護認定の基本設計や調査実施上の留意点、基本調査および特記事項の考え方について出題します。
能力で評価する調査項目 (1) (2)	能力で評価する調査項目の定義等について出題します。
介助の方法で評価する調査項目 (1) (2)	介助の方法で評価する調査項目の定義等について出題します。
有無で評価する調査項目 (1) (2)	有無で評価する調査項目の定義等について出題します。

① [講座] をクリックします。



3 講座受講

① [講座名] をクリックします。

講座一覧

講座 1件

1

認定調査員向け講座

認定調査員向け講座

0%

2025/03/23 22:12 -

全て表示しました

種別

☐ 講座 ☐ 講義

☐ テスト ☐ レポート

☐ アンケート

カテゴリで探す

☐ 認定調査員向け講座 (1)

タグで探す

必須

進捗状況で探す

☐ 未受講(0%)

☐ 受講中(1%~99%)

☐ 修了(100%)

☐ 受講期間の過ぎた講座も表示

②受講したい問題集のタイトルをクリックします。

厚生労働省
認定調査員向け
eラーニングシステム

トップ 講座 お知らせ お問い合わせ ライブラリ

問題集

2

問題集 ランダム出題

全20問。160問からランダムに出題します。

問題集 初学者問題集

全20問。160問から基礎的な問題をピックアップしました。

問題集 令和5年度重点問題集

[NEW!] 2024年2月15日開始。全20問です。特にご確認いただきたい問題をピックアップしました。

3 講座受講

別ウィンドウで問題集画面が表示されます

① [テスト開始] ボタンをクリックします。

テスト前注意事項	
1 テスト開始	
出題数	20問
受験回数	受験回数に制限はありません
制限時間	制限時間はありません
中断	中断はできません
採点方式	自動で採点されます
テスト開始	

②正解を入力していきます。

解答数 0/20問	
Q1	未解答 【認知症高齢者の日常生活自立度】 日常生活に支障を来たす行動が家庭外で見られるが、誰かが注意していれば自立している。この場合のランクはどれにあたりますか。 ☐ I ☐ II a ☐ III a
Q2	未解答 【介助の方法】 正しければ○、誤っていれば×を選択してください。 一部介助を選択する場合でも、具体的な介護の手間には個人差があるため、特記事項に介護の手間と頻度を記載する。 ☐ ○ ☐ ×
Q3	未解答 【特記事項】 介護の手間の平均的な出現頻度の記載方法について、もっとも適切なものは次のどれですか。 ☐ 頻繁に

3 講座受講

すべての問題の選択肢を選択したら、画面下部の② [確認する] ボタンをクリックします。

☐ 屈曲（90度程度）または外転（15cm程度）のいずれか

☒ 屈曲（90度程度）または外転（25cm程度）のいずれか

Q19

【過去14日間にうけた特別な医療（レスピレーター（人工呼吸器））】
「レスピレーター（人工呼吸器）の有無」の評価について、正しいものはどれですか。

☐ 急性期対応の一時的なものも該当する

☒ 医師の指示が過去14日以内に行われた行為のみが該当する。

☐ 経口・経鼻・気管切開の有無や、機種は問わない。

Q20

【4-2作話】
事実と異なる話を毎日のように家族に報告するが、家族は特に手間と感じていない場合、基本調査ではどれを選択しますか。

☐ ある

☒ ときどきある

☐ ない

2 **確認する**

③ [提出する] ボタンをクリックします。

解答数 8/20問

解答内容を確認して、「提出する」ボタンをクリックしてください。

3 **提出する**

解答画面に戻る

解答内容をすべて閉じる ▼

Q1 **未解答**

【認知症高齢者の日常生活自立度】
日常生活に支障を来たす行動が家庭外で見られるが、誰かが注意していれば自立している。この場合のランクはどれにあたりますか。

☐ I

3 講座受講

① [提出する] ボタンをクリックします。



結果画面が表示されます。
得点数に関わらず、一度受験をすれば合格となります。



4 お問い合わせ

4-1質問入力フォームからの問い合わせ

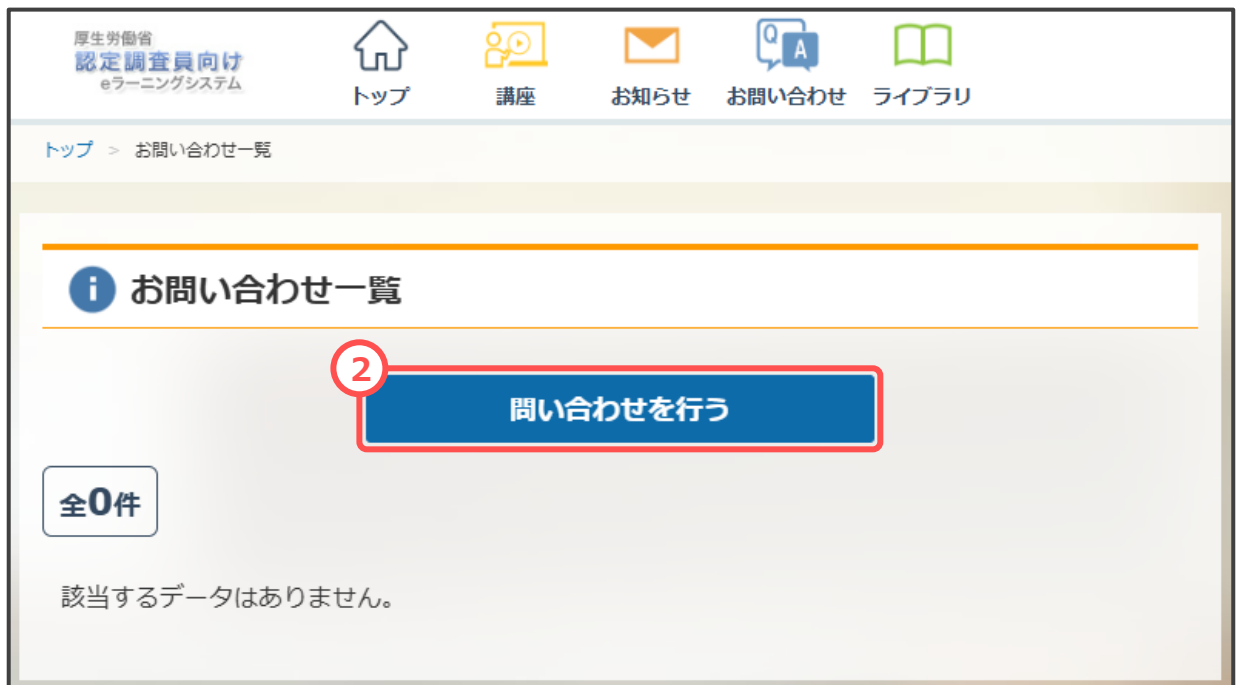
質問・疑問等があれば、「お問い合わせ」機能を使って事務局に質問をすることができます。

なお、テスト内容・学習内容に関する質問は、直接各市町村にお問い合わせください。

受講者画面の①［お問い合わせ］をクリックします。



②［問い合わせを行う］ボタンをクリックします。



4 お問い合わせ

- ① [カテゴリ] を選択します。
- ② [内容] 欄には、問い合わせ内容を記入します。

必要事項を記入したら、③ [送信する] ボタンをクリックします。

The screenshot shows the 'お問い合わせ' (Inquiry) form. Step 1 points to the 'カテゴリ' (Category) dropdown menu, which is set to 'システムの使い方について' (About system usage). Step 2 points to the '内容' (Content) text area, which contains the text: '認定調査員向け講座を受講しようとしたのですが、ボタンをクリックできません。どうすれば受講できますか。' (I tried to enroll in the training course for certified investigators, but I can't click the button. How can I enroll?). Step 3 points to the '送信する' (Send) button. There is also a '添付ファイル' (Attachments) section with a '任意' (Optional) label and a '+ 添付ファイルを追加する' (+ Add attachment) button.

確認のポップアップが表示されたら、④ [はい] ボタンをクリックします。

The screenshot shows a confirmation pop-up dialog titled 'こちらの内容で確定します' (Confirm with this content). The text inside asks: 'お問い合わせを送信してもよろしいですか?' (Is it okay to send the inquiry?). There are two buttons: 'いいえ' (No) and 'はい' (Yes). Step 4 points to the 'はい' (Yes) button. The background shows the same inquiry form as the previous screenshot.

4 お問い合わせ

①お問い合わせ一覧には、自分が送信した質問が一覧で表示されます。

厚生労働省
認定調査員向け
eラーニングシステム

トップ

講座

お知らせ

お問い合わせ

ライブラリ

トップ > お問い合わせ一覧

i お問い合わせ一覧

問い合わせを行う

全1件

1

質問

システムの使い方について

➡ 2025/03/23 14:12 ...

認定調査員向け講座を受講しようとしたのですが、ボタンをクリックできません。どうすれば受講できますか。

全て表示しました

4 お問い合わせ

事務局から返信があった場合は、お問い合わせ一覧に、① [回答を表示] ボタンが表示されます。

① [回答を表示] ボタンをクリックすると②回答内容が表示されます。

質問

システムの使い方について

➡ 2025/03/23 14:12

認定調査員向け講座を受講しようとしたのですが、ボタンをクリックできません。どうすれば受講できますか。

1

回答を表示

2



要介護認定事業 運営事務局

回答

お問い合わせ頂きありがとうございます。

初回アンケートにご回答を頂くと、動画教材・テストを受講できる仕組みとなっております。

お手数ですが、初回アンケートをご回答後に、再度ご受講をお試し頂けますでしょうか。

どうぞよろしくお願いいたします。

返信する